

# 試験所の認定に関する規定

VLAC-VR100A :2023(R4)



発行日：2023年10月26日

---

株式会社 電磁環境試験所認定センター  
〒106-0041 東京都港区麻布台 2-3-5 ノアビル7階

本書は「著作権法」によって、著作権等の権利が保護されております。私的使用のための複製を除き、本書の全部又は一部を無断で複製、転載等をされると、著作権等の権利侵害となる場合があります。

## 目 次

|      |                        |
|------|------------------------|
| 1    | 適用                     |
| 2    | 用語                     |
| 3    | 公平性                    |
| 4    | 機密保持                   |
| 5    | 認定の申請に使用する基準文書及び様式     |
| 6    | 認定の申請と受理               |
| 7    | 認定の合意                  |
| 8    | 審査                     |
| 9    | 認定証の発行                 |
| 10   | 認定の有効期間                |
| 11   | サーベイランス                |
| 12   | 臨時審査                   |
| 13   | 認定の更新                  |
| 14   | 認定範囲の拡大                |
| 15   | 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小   |
| 16   | 技能試験（試験所間比較）           |
| 17   | 認定試験所の義務と権利            |
| 18   | 試験所情報の変更               |
| 19   | 認定試験所の公表               |
| 20   | 費用                     |
| 21   | 問題への対応及び損害の補償          |
| 22   | 国外の試験所の認定に関する手続き       |
| 付属 1 | 認定範囲                   |
| 付属 2 | 基準類                    |
| 付属 3 | 国外の試験所認定に対する方針         |
| 付属 4 | リモート審査に関する方針           |
| 付属 5 | 予備審査に関する方針             |
| 付属 6 | 認定範囲の試験方法及び試験規格の表記について |
| 付属 7 | ICT の利用について            |
| 付属 8 | 試験所の認定範囲の表明            |

## 1. 適用

### 1.1 この規定の目的及び認定範囲の試験区分

本規定は、ISO/IEC 17025:2017 (JIS Q 17025:2018)に基づいて、当社が実施する試験所の認定に適用する。当社の試験所認定の要求事項及び基本的な運用方法を定め、適切で円滑な認定活動を実施することを目的としている。

### 1.2 認定範囲の試験方法及び規格

当社が認定範囲とする試験方法は、国際規格、国家規格、地域規格、工業会規格、学会規格、技術機関が公表した方法、文献若しくは刊行物において公表された方法、製造業者の社内規格、試験所が開発又は修正した方法を対象としている。なお製品規格等において、試験以外の要求事項が含まれている場合、それらの試験以外の要求事項（例えばリスク管理、開発プロセス、保守プロセス）は認定範囲から除外する。

認定範囲の試験区分を〔付属1〕に示す。

## 2. 用語

次の用語は当社が独自に使用している、又は一般的な定義を拡張して使用しているものである。

### 2.1 試験所

一つ又はそれ以上の試験場を管理・運用する試験所組織をいう。

### 2.2 試験場

試験設備及び試験を実施する人員により構成されるものをいう。ただし試験場には設備を常設していない場合や人員が常駐していない場合もある。なお異なる所在地にある複数の試験場が共通のマネジメントシステムを運用している場合、代表する試験場を「主試験場」と称し、その他の試験場を「従試験場」と称する。

### 2.3 書類審査

試験所、試験場から提出された関連文書及び記録のレビューによりマネジメントシステムの適合性と業務能力の確認を行う審査。

### 2.4 現地審査

試験所、試験場に審査チームが立入りして試験設備の確認、試験実技、並びにインタビューを行ってマネジメントシステムの適合性と業務能力を確認する審査。

### 2.5 更新審査

認定の有効期限後も引続き認定を維持する試験所に対して実施する審査。更新審査の申請においては有効期限内の認定範囲を引続き維持する場合もそれらの試験区分、試験方法、並びに試験規格を申請書(VF100)に記載すること。なお更新審査と同時に認定範囲の拡大を申請することができる。

### 2.6 サーベイランス審査

認定試験所が認定の要求事項に継続的に適合していることを確認するために認定を付与した日から1年以内に行う審査。なおサーベイランス審査（以下、サーベイランスとも言う）の申請書に認定範囲の拡大を含めることはできない。

## 2.7 臨時審査

サーベイランス、又は更新審査以外に当社が必要と判断した場合に行う審査。

## 2.8 リモート審査

審査チームがウェブ会議又は適当な通信手段により遠隔で試験所の業務遂行状況を確認しながら実施する審査（[付属4] 参照）

## 2.9 現場試験(In-Situ)

試験所が恒久施設以外の場所、例えば顧客の施設や設置場所で実施する試験。

## 3. 公平性

当社は認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止、並びに取消を含む試験所認定に関する決定について、どのような場合にも偏ることなく認定を依頼する全ての申請者に公平なサービスを提供する。当社は外部からの公平性を損なう営業上、財政上、その他の圧力を排除する。試験所の規模、もしくは何らかの協会や団体の会員であることを条件とするような、試験所認定制度への参加を制限する条件付けをしない。

## 4. 機密保持

当社は認定活動の過程で得られた試験所の情報の機密を保護するため、当社の委員会、外部機関及び個人との間で機密保持契約を締結する。当社は、機密情報を法律が要求している場合を除いて当該試験所の書面による同意なしには外部に開示しない。当社は、認定のために試験所が提出した情報、又は当社が認定活動により知り得た試験所の情報について、当社の認定活動の目的以外には使用しない。

## 5. 認定の申請に使用する基準文書及び様式

当社は試験所認定に係る規定類、申請書様式を用意し、認定を申請する試験所に供する。これらの文書は当社インターネットホームページ(<https://www.vlac.co.jp>)上に掲載され、必要に応じてダウンロードすることができる。文書の一覧を [付属2] に示す。

## 6. 認定の申請と受理

認定の申請と受理は下記の手順による。

(1) 認定を希望する試験所（申請者）は認定に関する要件に合致することを確認した後に、試験所認定申請書 VF100、試験所認定申請付属書（当社インターネットホームページの申請書様式集に掲載）及び試験所のマネジメントシステムマニュアル等の添付資料（申請書 VF100 の添付資料欄を参照）を提出し、認定の申請を行う。<sup>[注記1]</sup>

- (2) 異なる所在地に複数の試験場を有する試験所は、認定を希望する試験場(所在地)ごとにそれぞれ上記(1)に示した申請書及び資料を提出する。
- (3) 当社は申請を受理した後、認定審査費用<sup>[注記2]</sup>の請求書を発行し、当社の指定銀行口座への振込を確認した後、又は認定費用支払い通知書を確認した後に申請受理を完了する。<sup>[注記3]</sup>
- (4) 当社は認定申請を受け付けた後、試験所の不正行為、申請書 VF100 及び添付資料に意図的な虚偽情報があった場合、又は認定審査に関連する情報を隠蔽していた場合は申請を却下し、その時点で認定プロセスを終了する。<sup>[注記4]</sup>
- (5) 認定範囲の拡大を認定の更新と同時に申請する場合は、それぞれの申請書を提出する必要はなく、認定更新申請書に認定範囲の拡大を付記して申請することができる。
- (6) 認定の更新は認定有効期限の4カ月前までに、サーベイランスは認定有効期限1年前の日より2カ月前までに申請をすること。
- (7) 認定を申請する試験方法及び試験規格が最新版以外の場合は申請書に版及び年号を記述すること。

[注記1] 試験所の文書及び記録のコピーを添付資料とする場合は、試験所認定申請付属書の様式を使用する必要はない。(試験所認定申請付属書の様式にデータを転記する必要はない。)

[注記2] 認定審査費用には申請書受付及びレビュー、マネジメントシステム審査、技術審査、その他が含まれる。

[注記3] 申請を受理した後に、試験所の都合による認定費用の払い戻しは行わない。

[注記4] 申請書類や添付資料に審査の実施が困難となるような著しい不備等があり、試験所が是正や適切な対処に応じない場合は、以降の審査プロセスを中断することがある。

- (8) 申請書及び試験所の資料は、当社がクラウドサーバ「Box」<sup>[注記4]</sup>内に開設した試験所専用のフォルダに格納するものとする。なお当該サーバを利用できない場合は適当な電子媒体に格納して当社に送付するものとする。

[注記4] Box, Inc. (900 Jefferson Ave., Redwood City, CA 94063 USA) が提供する ICT サービス

## 7. 認定の合意

当社は認定活動に際して試験所との間で法的強制力をもつ認定取り決めの同意書を取り交わす。認定を申請する試験所は次の事項への同意が求められる。

- (1) 認定を申請する範囲、又は認定が授与される範囲に関して認定の要求事項を常に満たすことを約束し、満たしていることの証拠を提出する。これには認定の要求事項の変更に対応することへの同意が含まれる。
- (2) 当社が認定の要求事項を満たすことを確認できるように必要な協力を行うこと。
- (3) 当社が認定の要求事項を満たすことを確認するために必要な、試験所の要員、事業所、情報、文書並びに記録を使用させること。
- (4) 当社から要請された場合に、実際の試験業務への立会いを認めること。

- (5) 該当する場合、試験所が顧客の場所で試験を実施する(現場試験、In-Situ Test)際に、当社の要求があれば、試験所の業務遂行状況を評価するために、顧客に対して当社の審査チームを立入させることの承諾を得ること、そのために法的強制力のある取決めを顧客との間に結ぶこと。
- (6) 認定が授与された範囲に関してだけ認定の表示をすること。
- (7) 認定シンボルの使用に関して当社の方針 (VR107 認定シンボルの使用及び認定の言及に関する方針) に従うこと。
- (8) 当社の信用が失われるような形で認定を利用しないこと。
- (9) 認定に関する重大な変更を遅滞なく当社に通知すること。
- (10) 当社が定めた認定に関する費用を支払うこと。
- (11) 当社から照会された、試験所認定関係の苦情の調査及び解決に協力すること。

## 8. 審査

試験所の審査は VLAC-VP200 試験所認定の手順 (注: VLAC 内部文書であり非公開) に従って行う。審査の方法には試験所から提出された関連文書及び記録のレビューを行う書類審査、及び試験所 (試験場) に審査チームが立入して試験実技を実施する現地審査がある。

審査の結果、適合性は次の3通りの基準で判定する。

- (1) 適合: 認定の要求事項を満たしている
- (2) 不適合: 認定の要求事項を満たしていない。マネジメントシステムの是正が必要である
- (3) 観察事項: 不適合に発展する恐れがある懸念事項。マネジメントシステムの見直しをすべきである

### 8.1 審査チームの決定

当社は申請を受付した後、審査を担当する審査チームの審査員の経歴を記載した審査員通知書を試験所に送付し、審査チームを受け入れることについて試験所の同意を得る。試験所は、もし当社が指定した審査チームに受け入れられない審査員がある場合、審査員の変更を要求出来る。その場合当社は別の審査員を指定し、試験所に審査員通知書を再送する。試験所が審査員の受け入れに同意した後、当社は指定した審査チームに試験所から提出された試験所認定申請書、試験所認定申請付属書および添付資料の書類審査及び現地審査を依頼する。なお、試験所は審査チーム又は審査員を指定することはできない。

### 8.2 書類審査

審査チームは、試験所から提出された関連文書及び記録をレビューする。審査チームは試験所に対して必要な事項を質問し、疑義があれば、資料の修正、変更、及び追加資料の提出を求めることがある。書類審査のみを実施する (現地審査を実施しない) 場合で不適合が見出された場合、当社は申請者 (試験所) にその不適合事項を書面にて通知し是正処置を求める。なお書類審査報告書は試験所に送付しない。



### 8.3 現地審査

現地審査にあたっては、試験所に事前に現地審査計画書を送付し同意を得る。審査チームは試験所、試験場もしくは試験を実施している現場に立入り、文書、記録、設備仕様、並びに人員の技量などを確認し、マネジメントシステム、技術能力の適合性を審査する。現地審査では審査チーム（審査員）は試験所が運営する全ての試験場を訪問する。なお一つの試験場内に同じ試験を行う複数の試験室（電波暗室、シールドルーム、音響無響室など）を有する場合、初回現地審査においては全ての試験室で試験実技を行うが、以降の現地審査では試験実技を実施する試験室は抜き取り選定する。審査結果は現地審査報告書にまとめ当社認定業務部に提出する。

試験所が現場試験(In-Situ)を認定範囲に含める場合、当社は現場試験(In-Situ)の現地審査も実施する。その場合、試験所は当社の審査チームが現場試験に立ち会えるように協力すること。(7.(5)参照) なお、当社は必要な場合リモートで審査を実施する。その場合は[付属4]の方針に従う。また試験所の依頼があれば[付属5]に従って予備審査を実施する。

### 8.4 是正処置

#### 8.4.1 不適合に対する是正処置

書類審査又は現地審査で見出された不適合事項について、試験所のマネジメントシステムの是正処置にしたがって是正処置を行い、現地審査報告書を受け取った日から30日以内に、是正処置完了報告書を当社認定業務部に提出する。もし30日以内の提出が困難である場合はその旨と報告書提出予定日を当社認定業務部に通知すること。是正処置完了報告書の提出日が認定の有効期限を超える場合、当社認定委員会では是正処置の完了が認められるまでの間は認定が一時停止となる。なお、認定の有効期限から最大6カ月以内に是正処置完了報告書が提出されない場合、以降の認定プロセスを停止し認定を取り消す。

#### 8.4.2 観察事項に対する対応

試験所は観察事項への対応を検討し、必要な場合は是正処置を行うこと。観察事項に対する対応は「前回の審査における観察事項に対する対応記録」として次回の更新又はサーベイランス審査の申請における試験所資料に含めること。

### 8.5 認定委員会による評議

審査報告書、及び是正処置報告書を、当社センター長及び試験所と利害関係のない外部の識者で構成される認定委員会で認定の決定を評議審議する。

### 8.6. 認定の決定

当社センター長は、認定委員会の評議審議結果により次の決定のいずれかを試験所に通知する。

#### (1) 認定の決定

- ・認定委員会の審議の結果、認定に関する要件に合致していると認めた場合

- (2) 認定の保留(初回認定、認定範囲拡大の場合)
  - ・認定委員会の審議の結果、認定に関する要件を一部満たしていない部分があると認められた場合
  - ・試験所が当社に是正処置の内容と完了を報告してから、認定委員会がその是正処置の完了を確認するまでの期間
- (3) 認定の棄却
  - ・認定委員会の審議の結果、認定に関する要件を満たしていないと認められた場合
- (4) 認定の一時停止
- (5) 試験所に評議所見のフィードバックを行う。(もしあれば)

## 8.7 苦情及び異議申し立て

当社は試験所及び利害関係者からの苦情はVR109 苦情対応に関する規定にしたがって対応する。また認定審査を受けた試験所からの異議申し立てはVR110 異議申し立てに関する規定にしたがって対応する。これらの規定は弊社ホームページ(<https://www.vlac.co.jp>)で公開している。

## 9. 認定証の発行

当社は、申請者に認定を通知し、試験所に対して下記事項を付した認定証を発行する。

- (1) 当社の社名、ロゴ並びに認定を付与した旨の記述。
- (2) 認定を授与する試験所名称及び所在地
- (3) 複数の試験場が認定の対象になる場合はそれら全ての試験場名称及び所在地
- (4) 認定を授与する試験所及び試験場固有の認定番号
- (5) 認定授与の発効日及び有効期間の満了日
- (6) 認定範囲の試験区分(製品、法規、試験方法)
- (7) 試験所審査のために使用した規則(ISO/IEC 17025)
- (8) 認定を受けた試験規格、試験方法、該当する場合は対象となる製品<sup>[注記1]</sup>
- (9) 認定の付与者であるセンター長名及び社印押捺(英文認定証の場合は署名)
- (10) 試験の活動以外は認定範囲から除外される旨の記述<sup>[注記2]</sup>

[注記1] 認定証に記載した規格に版又は年号が併記されていない場合は最新版を意味する。ただし最新版として審査した試験規格が認定を付与した日以前に改定された場合、当社は認定を付与した時点での版又は年号を付記して認定証を再発行する。

また、規格の追加として発行される Amendment (以下 Amd と略す) を明確にし、認定書に Amd 2 まで記載されている規格は Amd1, および Amd を含まない版までを認定範囲に含むものとする。

[注記2] 試験所は認定証に記載の試験規格内に記述された試験活動に対してのみ認定される。

6. (2) の申請を受け付けた場合は、試験所に所属する複数の試験場に対して試験所名称、試験場名称、認定番号、試験場を識別する枝番号、有効期間の満了日、並びに実施する試験



規格等を記載した認定証を発行する。

### 9.1 認定証への技術的同等規格の追記

試験所の依頼があれば認定範囲の拡大又は縮小を伴わない場合に限り、当社は技術審査を省略して現在認定を受けている規格と技術的に同等の規格を認定証に追記する。

例 1 国際規格と同等の国内規格

- ・ IEC 規格の内容を変更することなく発行された EN IEC 規格
- ・ IEC 規格と同等 (IDT) の JIS 規格

例 2 規格原案 (draft) から内容を変更することなく「原案(draft)」が削除された場合

## 10. 認定の有効期間

当社が授与する認定の有効期間と認定の失効は次の通りである。

- (1) 認定の有効期間は 2 年 (認定の日から 2 年を経過した同日の前日まで) とする。なお認定の有効期間内に認定範囲の拡大審査又は臨時審査を受け、認定の付与が決定された場合でも元の有効期間は変更しない。
- (2) 認定を授与された試験所が認定の条件を維持できなくなったときは、認定は失効する。
- (3) やむをえない事情等により認定の有効期間を延長する場合、元の有効期間を最大 6 カ月延長することができる。この場合、次回更新の現地審査日と前回の現地審査日との間隔が 2 年を超える場合は現地審査を行うものとし、本規定の 6. から 9. を適用する。

## 11. サーベイランス

当社は、認定試験所が認定の要求事項に継続的に適合していることを確認するためにサーベイランスを行う。サーベイランスは、認定の有効期間内(目安として認定を付与した日から 1 2 カ月前後)に行う。なお試験所が初めて認定を受けた後の最初のサーベイランスは現地審査を伴う。2 回目以降のサーベイランスは、原則として書類審査のみとするが、試験設備に大幅な変更があった場合及び是正処置の結果に疑義がある場合は現地審査を行なうこともある<sup>[注記 1]</sup>。認定試験所は、認定の申請と同様にサーベイランス申請書を当社に提出してサーベイランス申請をする。サーベイランスにおいて、認定に関する要件に合致しない事実が認められた場合、当社は「不適合事項通知」を発行する。通知を受けた試験所は、是正処置の可否を判断し、是正処置を実施する場合は是正処置の実施計画<sup>[注記 2]</sup>、又は是正処置を実施した場合には是正処置報告書を、通知受領の後 30 日以内に当社に回答しなければならない。

[注記 1] 本文 18. 注記 1 参照

[注記 2] 是正処置が実施計画のみの場合は認定の一時停止を行う。この場合は、是正処置報告書が適合と認められた場合に認定の一時停止を解除する。

## 12. 臨時審査

臨時審査は、サーベイランス、又は更新審査以外に当社が必要と判断した場合に行う審査である。是正処置の完了を現地審査で確認する必要がある場合、規制当局又は試験所の顧客などから当社に対して不適合の疑義又は試験品質の苦情が寄せられた等の場合に行われる。なお試験所の恒久施設での現地審査と同時期に現場試験(In-Situ)の現地審査を実施できない場合、現場試験の審査を臨時審査として実施する。臨時審査は試験所に通知し、通常の審査と同様のプロセスで実施する。

## 13. 認定の更新

認定を引き続き継続しようとする試験所に対して、認定の更新申請、受理、審査（更新審査）、結果の通知並びに認定証の発行は下記要領で行う。

(1) 認定更新の申請－認定有効期間終了後も認定を継続するために更新審査を希望する認定試験所は、試験所認定申請書 VF100、試験所認定申請付属書及び試験所のマネジメントシステムマニュアル等の添付資料（認定申請書 VF100 の添付資料欄参照）を提出し、認定の更新申請を行う。

(2) 更新申請の期限－認定の更新申請は、有効期間終了の3か月前までに行わねばならない。更新申請期限を過ぎて更新申請書が提出された場合には、書類審査／現地審査のスケジュール等について申請試験所と打ち合わせの上、認定の有効期限終了前に更新審査が完了する見込みがあるかを判断し、それが可能なら更新審査を受け付ける。上記が不可能であると判断した場合は、認定の期限が失効するので、新規の認定申請として扱い、認定番号を新たに発行する。この場合、その時点での認定の有効期限を、最大3ヶ月を限度として延長することがある。

(3) 審査の開始－当社は更新申請を受理した後、更新審査費用請求書を発行し、指定銀行口座への振込を確認した後、又は認定費用支払い通知書を確認した後に審査プロセスを開始する。

(4) 更新審査は本規定 6.から 9.の手順を適用して実施する。

(5) 認定の有効期間の延長－認定の更新申請を受け付けた後、事情により更新審査を認定の有効期限内に終了することが不可能又は甚だ困難であると判断された場合は、更新審査が確実に実施され完了する見込みがあることを認定業務部長が認めた場合に限り、認定委員会が承認する日まで有効期限を延長することができる。

(6) 更新審査の結果は本規定 8.5 と同様に認定委員会で審議され、本規定 8.6 以降の手続きを経る。当社は、認定委員会が更新を認めた場合に新たな認定証を発行する。

## 14. 認定範囲の拡大

認定範囲の拡大申請、受理、拡大審査、結果の通知及び認定証の発行は下記にて行う。

- (1) 既に授与され、認定範囲の拡大（認定を受けている規格の試験項目の追加、新規に規格の追加）を希望する認定試験所は、試験所認定申請書 VF100、試験所認定申請付属書及び試験所のマネジメントシステムマニュアル等の添付資料（申請書 VF100 の添付資料欄参照）を提出し、認定範囲の拡大申請を行う。
- (2) 拡大審査は本規定 6.から 9.の手順により実施する。ただし拡大する認定範囲の試験が試験所の現在の能力で遂行できると当社が判断した場合は現地審査を省略できる。
- (3) 当社は、認定範囲の拡大が認められた時点で新たに認定証を発行する。拡大審査による認定範囲の有効期限は既認定の有効期限までとする。

## 15. 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小

認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小は下記のとおり行う。認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小があった場合は、当社インターネットホームページに掲載し公開する。認定を一時停止、あるいは取り消した試験場の認定情報の公開期間は、当該処置を施す前の認定証の有効期限から 6 か月間とする。

### 15.1 認定の一時停止

本規定に示す認定の要求事項を一時的に満たすことができない場合、又は不適合に対する是正処置報告を期限内に提出できない場合は認定を一時停止する。なお一時停止の期間は認定の有効期限を超えないものとする。認定の一時停止期間中、試験所は認定シンボルの付いた試験報告書を発行してはならない。当社は認定一時停止を復帰させる場合は試験所審査（書類審査、現地審査、又はその両方）を行う。一時停止後に認定が授与された場合、認定の有効期限は新しい認定証の記載に従う。

### 15.2 認定の取り消し

本規定に示す認定の要求事項を継続的に満たすことができない場合、又は不適合に対する是正報告を期限内に提出しなかった場合、当社の認定を不正に利用したり、審査を拒否した場合など、認定の規則を遵守しなかった場合には当社は認定を取り消す。また、認定試験所は自身の都合による認定の取り消しを当社に申請することができる。

### 15.3 認定範囲の縮小

認定試験所がその能力を含め認定の要求事項を継続的に満たさなかった部分がある場合、その部分を認定の範囲から除外するため認定範囲を縮小する。認定範囲の縮小を決定した場合、当社は新しい認定証を発行する。また、認定試験所は、自身の都合による認定範囲の縮小を当社に申請することが出来る。

## 16. 技能試験（試験所間比較）

認定試験所、及びこれから当社の認定を受けようとする試験所に対して、当社は技能試験又は試験所間比較に参加することを要求している。技能試験プログラムが利用できない場

合は適切な試験所間比較又は他の方法により試験結果の妥当性確認を行うこと。当社の認定を受けている試験所は認定の有効期限内に少なくとも 1 回の技能試験又は試験所間比較に参加すること。

## 17. 認定試験所の権利と義務

試験所の義務は本規定 7. により合意されている。試験所の権利を以下に要約する。

- (1) 認定試験所は、認定された範囲において試験報告書に当社の認定シンボルを表記する事が出来る。但し、認定範囲外の試験報告書には当社の認定シンボルを表記してはならない。また認定範囲の試験と認定範囲外の試験が同じ試験報告書に混在する場合、試験報告書の利用者が認定範囲と認定範囲外の試験項目を容易にかつ明確に識別できるようにしておくこと。
- (2) 認定試験所は当社により認定された試験所であることをインターネットホームページ、文書、パンフレット又は広告のような媒体で公表する事が出来る。
- (3) 当社の認定シンボルの使用に関しては、試験報告書、証明書、パンフレット等の宣伝広告媒体及び試験所職員の名刺に使用することが出来るがこれ以外の用途に使用してはならない。
- (4) ILAC MRA 複合マークは当社と所定の契約を締結した後に使用出来る。

## 18. 試験所情報の変更

認定試験所は、認定を受けた後に下記の事項に関する試験所の地位又は運営のあらゆる側面における重要な変更が生じたときは、30 日以内に当社に届け出ること。変更の内容によっては認定の一部又は全部が無効になる場合もあるので、変更する前に当社に問い合わせるのが望ましい。様式は VF118 「試験所認定申請書の変更届」を使う。

- (1) 法律上、商業上、所有権上又は組織上の地位
- (2) 組織、ラボラトリマネジメント、主要な要員
- (3) 主な方針
- (4) 経営資源及び施設
- (5) 認定範囲の縮小又は取消し
- (6) 設備の新規導入、増設又は改造<sup>[注記 1]</sup>
- (7) その他の事項変更の届出は、変更の理由及び変更内容の記述を添付して試験所認定申請書 VF100 (変更審査) の提出をもって行う。当社は届け出の内容を審査し、変更審査が必要な場合はその旨を試験所に通知する。

[注記 1] 当社がマネジメントシステム、試験所の能力、要員の力量並びに設備の適合性を確認する必要があると判断した場合は書類審査又は現地審査を行うことがある。

## 19. 認定試験所の公表

当社は認定試験所、試験場の名称、所在地、試験区分、試験規格、適用できる場合は試験方法及び試験対象の製品、並びに認定の授与日及び有効期限等を記述した一覧表を当社インターネットホームページ、パンフレット、及び他の広報媒体にて公表する。

## 20. 費用

審査料金内訳は、認定審査料金、技術審査料金、各分野別審査料金、並びに管理費である。また現地審査をとまなう場合には上記に加えて、審査員(専門家)の旅費交通費が加算される。審査料金算定の概要(VLAC-VF130)は当社インターネットホームページに掲載している。

## 21. 問題への対応及び損害の補償

当社の試験所認定活動において当社と試験所との間で発生した問題の対応、損害の補償等については、相互に誠意をもって協議し対処するものとする。

## 22. 国外の試験所の認定に関する手続き

国外試験所の認定に関する手続きは付属3による。

付属(以下の付属はこの規定に含まれる)

### [付属1] 当社の認定範囲

当社の認定範囲、認定対象の試験区分は認定申請書 VF-100 に記載のとおりであり、この様式は当社インターネットホームページに掲載されている。

### [付属2] 基準類

これらの文書は当社インターネットホームページで公開されている。

|              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| VLAC-VR100A  | 試験所の認定に関する規定                     |
| VLAC-VR102   | 電磁両立性分野の特定要求事項                   |
| VLAC-VR102-2 | EPA エネルギースタープログラムに関する特定要求事項      |
| VLAC-VR102-3 | Wi-SUN 通信機の性能試験を実施する試験所の認定に関する方針 |
| VLAC-VR103   | 測定のトレーサビリティに関する方針                |
| VLAC-VR105   | 測定の不確かさに関する方針                    |
| VLAC-VR106A  | 技能試験に関する方針                       |
| VLAC-VR107   | 認定シンボルの使用及び認定の言及に関する方針           |
| VLAC-VR108   | 公平性に関する方針と規定                     |
| VLAC-VR109   | 苦情対応に関する規定                       |
| VLAC-VR110   | 異議申し立てに関する規定                     |



### [付属 3] 国外の試験所認定に対する方針

この付属文書は当社が海外試験所を認定する際の方針を述べている。この付属文書に記載のない規定や手順は本文に従う。

#### 1. 受付前の確認

当社は国外の試験所からの認定申請の打診があった場合、申請を受け付ける前に次の事項について試験所に確認する。

1.1 試験所が所在する国（又は経済圏）に、試験所が要求する認定範囲を対象としている認定機関があり、その認定機関が ILAC/APAC 相互承認に加盟している場合には、当社は次のように対応する。

- (1) 自国（又は経済圏）に適切な認定機関が有ることを知っているかどうか確認する。
- (2) 自国（又は経済圏）の認定機関で認定を受ける方が経済的に有利となる可能性のあることを提案する。
- (3) ILAC/APAC 相互承認に加盟している認定機関の同等性を説明する。

1.2 申請試験所が、それでも当社の認定を希望する場合、当社は試験所の同意を得て試験所が所在する国（又は経済圏）の認定機関に以下のように対応する。

- (1) 当社がその審査・認定業務を引き受けることについて通知し、状況を説明する。
- (2) 当社が実施する審査に当該認定機関がオブザーバとして参加するよう要請する。

1.3 試験所が所在する国（又は経済圏）にあり、ILAC/APAC 相互承認に加盟している認定機関が、試験所が申請した認定範囲の審査ができない場合には、当社は試験所に対して自国（又は経済圏）の認定機関に以下のいずれかのオプションを付けた申請をする意思があるか確認する。

- (1) 自国（又は経済圏）の認定機関が将来認定分野に取り入れる際の参考のため、当社が審査にオブザーバとして参加する。
- (2) 自国（又は経済圏）の認定機関の審査チームに当社がチームメンバを提供する。
- (3) 当社及び自国（又は経済圏）の認定機関の双方の認定取得を目的とした合同審査を受け入れる。

#### 2. 認定後の対応方針

当社は、上記のいずれの場合であっても、試験所に対して将来は試験所が所在する国（又は経済圏）の認定機関による認定に切り替えることを進言する。



## [付属 4] リモート審査に関する方針

### 1. 適用

この規定は、社会的事情、法律で社会活動が制限されるなどの理由により、審査チームが試験所を訪問することが困難になった場合、及び試験所が審査員の訪問を受入れることが困難になった場合に適用する。

### 2. リモート審査実施の判断

リモート審査の実施可否は当社が判断する。リモート審査を実施する例として次の場合がある。

- ・災害等により審査チームの試験所訪問が著しく困難となった場合
- ・法律その他により交通、移動、人的接触などの社会活動が制限されている場合
- ・試験所が公式に部外者の一時的な入門を禁止している場合
- ・審査員が試験所の訪問を要しない書類審査の場合

### 3. リモート審査の環境

リモート審査は Cisco Systems, Inc.( 300 East Tasman Dr., San Jose, CA 95134 USA) が提供するウェブ会議ツール Webex を使用して、図 1 のような形態で実施する<sup>[注記 1]</sup>。Webex の招待者は当社認定業務部長又は業務管理部長とするが、会議室が開かれたことを確認した後は審査チームリーダーが主導権をとり審査を開始する。

当社は試験所に審査開始日までに撮影用のウェブカメラを送付する。また、Webex 招待者は審査日までに試験所が Webex の招待に応じられること、及び審査チームと試験所が Webex に接続して会議が成立し、ウェブカメラが操作可能であることを確認する。

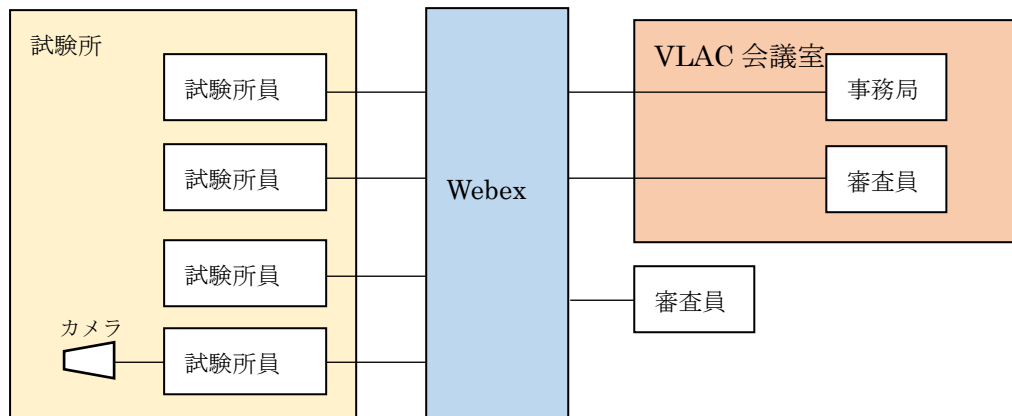


図 1 リモート審査の概念

[注記 1] ウェブ会議ツールは原則 Webex を使うが、試験所が自身で使用しているウェブ会議ツールを使用することもできる。また是正処置の妥当性確認にもウェブ会議を使う場合もある。

### 4. 審査プロセス

リモート審査は当社から試験所に要請する場合と試験所が当社に要請する場合がある。いずれの場合も当社がリモート審査の実施が適切であると判断した場合に、試験所と合意したうえで、審査プロセスを開始する。審査プロセスは VP-200 に準拠する。ただし審査チームは

現地審査（訪問）に代えて、Web 会議等の適切な手段を用いて遠隔で審査を実施する。

書類審査においてはより詳細な資料の提出を要求する場合がある。試験所から提出された資料は機密扱いとし、当社の認定プロセスに関与する職員、委員並びに審査チーム以外に開示しない。

リモート審査の場合、審査チームの構成、審査所要日数、並びに審査料金が通常の現地審査と異なる場合は申請受付けの際に試験所に通知する。

審査チームは遠隔にて次の事項（これらに限定しない）の確認を行う。

- ・文書、記録
- ・試験実技
- ・要員とのインタビュー

試験所はウェブカメラ撮影及び他の適当なデータ伝送手段により審査チームの指示及び質問に対応すること。

審査チームは現地審査（リモート）報告書を作成し、終了会議にて試験所に審査結果を説明する。不適合、観察事項への応は通常の現地審査と同様である。

## [付属 5] 予備審査に関する方針

この付属は、当社が試験所の依頼に応じて行う予備審査に適用する。次に予備審査に対する本規定の適用及び差異を次に示す。

### 1. 適用

この付属の記載事項は予備審査に適用する

### 2. 用語

予備審査とは試験所が認定審査を受ける前にマネジメントシステムの適合性を評価することを目的として行う審査である。

### 3. 公平性 変更無し

### 4. 機密保持 変更無し

### 5. 認定の申請に使用する基準文書及び様式

認定申請書 VF100(区分 M)を「予備審査申請書」として使用する

### 6. 認定の申請と受理

予備審査申請書を審査希望日の 30 日前迄に試験所の資料とともに提出する

### 7. 認定の合意

認定を予備審査に置き換える

### 8. 審査

試験所の依頼に応じて書類審査、又は現地審査、或いは両方の審査を実施する。なお審査員（審査チーム）は試験所特有の問題解決或いは適合のための具体的助言（コンサルタント）は行わない。

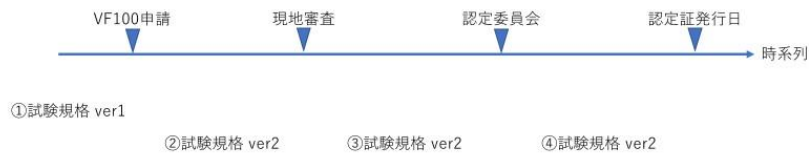
### 9. 認定証の発行

適用外。予備審査は認定のための審査ではない。

10. 認定の有効期間 適用外
11. サーベイランス 適用外
12. 臨時審査 適用外
13. 認定の更新 適用外
14. 認定範囲の拡大 適用外
15. 認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小 適用外
16. 技能試験（試試験所間比較） 適用外
17. 認定試験所の義務と権利 適用外
18. 認定内容の変更 適用外
19. 認定試験所の公表 適用外
20. 費用  
予備審査の費用は見積もりのうえ算定する。
21. 問題への対応及び損害の補償  
予備審査の機密保持は認定審査と同様に行う。
22. 国外の試験所の認定に関する手続き 適用外

### [付属 6] 認定範囲の試験方法及び試験規格の表記について

1. 認定の申請において、認定申請書(VF100)への試験方法及び規格の記入は次のとおりとする。
  - (1) 試験方法及び規格と同一の表題、版又は年号を記入すること
  - (2) 版又は年号を省略して表題のみ記入した場合は最新版とみなし、最新版よりも前の版又は年号は含まれないものとする。
  - (3) 認定更新の申請においても、上記(1)及び(2)にしたがって記入すること。
  
2. 認定証への試験方法及び規格の表記は次のとおりとする。(当社インターネットホームページの認定試験所の情報も同様である)
  - (1) 試験所が認定申請書に記入したとおり表記する。
  - (2) 試験所の申請に基づき、版又は年号を省略して表題のみ表記した場合は最新版とみなし、最新版よりも前の版又は年号は含まれないものとする。
  - (3) 上記(2)により表記された方法・規格が認定を付与した日以降に改定された場合、当社は認定を付与した時点での版又は年号を付記して認定証を再発行する。認定申請から認定証発行までの間に規格が改訂された場合、認定証に記載する規格の版又は年号は下図のようになる。



|   | 条件                              | 有効版  | 認定証の年号記載 |
|---|---------------------------------|------|----------|
| ① | VF100の申請から認定証発行日まで規格の変更なし       | ver1 | 年号記載なし   |
| ② | 現地審査前に規格が改訂されたが、現地審査でver2の審査不実施 | ver1 | 年号記載あり   |
| ③ | 現地審査前に規格が改訂されたが、現地審査でver2の審査実施  | Ver2 | 年号記載なし   |
| ④ | 現地審査以降に規格の新版発行                  | Ver1 | 年号記載あり   |
| ④ | 認定委員会以降に規格の新版発行                 | ver1 | 年号記載あり   |

### 【付属 7】 ICT の利用について

当社は認定活動に使用する当社及び試験所の文書、記録、並びにその他のデータの保管場所として Box, Inc. (900 Jefferson Ave., Redwood City, CA 94063 USA) が提供するクラウドサーバ「Box」を利用している。また、リモート審査を実施する場合は、Cisco Systems, Inc. (300 East Tasman Dr., San Jose, CA 95134 USA) が提供するウェブ会議「Webex」を使用する。試験所はこれらの ICT の利用について合意できない場合は他の適当な方法を当社と協議するものとする。

### 【付属 8】 試験所の認定範囲の表明

本規定の 1.2 に加えて、試験所は発行する試験報告書に対して顧客及び第三者が誤解を生じないようにすること。

試験方法（規格）に「試験」以外の要求項目（例: リスクアセスメント）があり、試験報告書にそれらの「試験」以外の項目についての言及（例: 合否判定）を記述する場合、認定範囲外であることを明記すること。これは認定シンボルを付けた試験報告書及び認定シンボルは付けないが認定試験所であることを記載した試験報告書についても同様である。

**本文改定の内容 VR100A-2023 (R4)**

- 6. の「審査費用」を「認定審査費用」に変更した（費用の内訳は審査以外のプロセスも含むことを注記2に記述した）
- 9.1 認定証への技術的同等規格の追記の例2に「内容を変更することなく」を挿入した
- 16. 技能試験（試験所間比較）の3行目に「又は他の方法により」を挿入した
- 付属1の表題に「当社の」を挿入した
- 付属8 試験所の認定範囲の表明を追加

**本文改定の内容 VR100A-2023 (R3)**

- 11 サーベイランスの実施時期を修正。  
サーベイランスは（認定を付与した日から1年以内に→）認定の有効期間内(目安として認定を付与した日から12カ月前後)に行う。

**本文改定の内容 VR100A-2023 (R2)**

- 9 [注記1] 規格の追加として発行される Amendment の扱いを追記した。
- 15 認定を一時停止、あるいは取り消した試験場の認定情報の公開期間を追記した。

**本文改定の内容 VR100A-2023 (R1)**

- 1.2 [付属1]認定範囲 の記述を1.1項から1.2項へ移した。
- 8.6 (5)項 試験所に評議所見のフィードバックを行うことを追記した。
- 9 (10)項 [注記2] を追記した。

**本文改定の内容 VR100A-2023**

- 1 従前1項を新しく1.1項に改称し、1.2項 認定範囲の試験方法及び規格 を追記して、試験活動のみ認定範囲とすることを明確に記述した。
- 9 (10)項 認定証に試験の活動以外は認定範囲から除外される旨の記述をすることを追記した。